

# 身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人ひびき

## 1.身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人(事業所)では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが、身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援を心掛けます。

## 2.根拠となる法律

- (1) 障害者虐待防止法
- (2) 児童虐待防止法

身体拘束を行う場合は、下記の3つの要件を全て満たすことが必要である。

- 【切迫性】 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 【非代替性】 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 【一時性】 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

当法人においてやむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある対応

- ①自傷、他害行為があった場合、又はそれらを抑制する場合（身体を抑える）
- ②屋外移動時における交通事故等からの危険回避（身体を抑える）

## 3.身体拘束適正化委員会に関する事項

- (1) 委員長（責任者）は、各事業所の管理者とする。
- (2) 身体拘束適正化担当者は、各事業所の支援管理者又は、支援リーダーとする。
- (3) 委員会の構成員の中には、必ず、1名以上の理事を加えることとする。
- (4) 委員会の構成員の中には、利用者やその家族、第三者委員、その他専門的な知見のある外部の方を加えることが望ましい。
- (5) 委員会は、年1回以上、委員長（責任者）が必要と認めた時に開催する。  
(365日以上間隔を開けないこと)
- (6) 虐待防止委員会と一体的に開催する。
- (7) 具体的な実施内容及び協議事項等
  - ①身体拘束廃止に向けての現状把握及び適正性及び適正化策の検討。
  - ②適正化策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。
  - ③身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討。
  - ④身体拘束を実施した場合の解除の検討。
  - ⑤身体拘束適正化のための職員研修の内容に関すること。

(8) 委員会での報告事例や検討内容等について、職員会議や書面回覧等により職員に周知する。

#### 4.身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する身体拘束適正化のための研修内容として、身体拘束適正化に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき身体拘束適正化の徹底を図る内容とする。
- (2) 身体拘束適正化研修は、年 2 回以上行う。また、新規採用時には、必ず、身体拘束適正化研修を行うこととする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

#### 5.具体的な研修内容について

- (1) 「障害者虐待の防止と対応の手引き」「障害者虐待防止法の理解と対応」その他の身体拘束適正化に関する資料等いずれかの読み合わせを行う。
- (2) 「身体拘束にあたると思われる行為」「代替方法がないか」等についてグループディスカッションを行う。(※年 1 回以上)
- (3) 職員が外部研修に参加した場合は、伝達研修を実施する。

#### 6.身体拘束発生時の対応・報告に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、以下の手順に従って実施する。

##### (1) 検討会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、施設内にて検討会を開催し、①切迫性②非代替性③一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。また、当該利用者の保護者と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し、本人・保護者に対する説明書を作成する。

##### (2) 利用者本人や保護者などに対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人又は保護者に同意を得る。

### (3) 記録と再検討

身体拘束を実施した場合は、所定の様式を用いて、やむを得なかった理由・その様子・心身の状況などを記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は 5 年間保管する。

### (4) 拘束の解除

再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・保護者に報告する。

## 7.利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針は、利用者等がいつでも閲覧できるように玄関付近に掲示し、当法人及び当事業所のホームページでも公表することとする。

## 8.その他身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全員で以下の点を十分に議論して共通認識を持つ必要がある。

- (1) 他の利用者への影響を考慮して安易に身体拘束を実施していないか。
- (2) サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないのか）。